

**改正**

平成20年9月1日告示第124号  
平成22年4月30日告示第59号  
平成23年3月1日告示第22号  
平成23年3月29日告示第40号  
平成23年9月29日告示第135号  
平成24年3月30日告示第38号  
平成24年6月1日告示第104号  
平成25年3月29日告示第33号  
平成26年6月3日告示第67号  
平成27年11月19日告示第131号  
平成28年3月31日告示第36号

五島市移動支援事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、五島市地域生活支援事業実施規則（平成18年五島市規則第45号。以下「規則」という。）第2条第1項第9号に規定する移動支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

**第2条** この事業は、**障害者等**が第4条の規定による市の登録を受けた事業者の実施する**移動支援サービス**（屋外での移動が困難な障害者等が円滑に外出することができるよう移動の支援を行うサービスをいう。以下同じ。）**を利用する場合において、その利用料の一部を助成する**ことにより障害者等の移動支援サービスの利用を促進し、もって障害者等の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(定義)

**第3条** この要綱において「障害者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。ただし、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児（身体に障害のある児童に限

る。以下同じ。)については、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級が1級に該当する身体障害者若しくは障害児で、両上肢及び両下肢の機能に障害を有するもの又はこれに準ずると市長が認める者に限るものとする。

(事業者の登録)

**第4条** この事業の対象となる移動支援サービスを実施しようとする事業者は、移動支援サービス事業者登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)を市長に提出して、移動支援サービスを実施する事業者(以下「移動支援サービス事業者」という。)としての登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録申請書を提出した事業者(以下「申請事業者」という。)が法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であって移動支援サービスを適切に実施することができるかと認める法人であるときは、当該申請事業者を移動支援サービス事業者として登録するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、登録の可否を決定し、その結果を移動支援サービス事業者登録決定(却下)通知書(様式第2号)により申請事業者に通知するものとする。

(登録事業者の届出)

**第5条** 前条の規定により登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、登録申請書の記載事項に変更があったときは、移動支援サービス事業者登録事項変更届(様式第3号)により速やかに市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、移動支援サービスに係る事業を廃止するときは、移動支援サービス事業廃止届(様式第4号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(登録事業者の登録の取消し)

**第6条** 市長は、前条第2項の規定により移動支援サービスに係る事業を廃止する届出があったときは、当該登録事業者の登録を取り消すものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

(1) 移動支援事業に係る助成金の受給に関し不正があったとき。

(2) 登録の内容に虚偽があったとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

3 市長は、前2項の規定により登録を取り消したときは、移動支援サービス事業者登録取消決定通知書(様式第5号)により登録事業者及び第11条第1項の規定により当該登録事業者と移動支

援サービスの利用に関する契約を締結している障害者等に通知するものとする。

(対象者等)

**第7条** この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する在宅の障害者等であって、外出をする場合に支援が必要であると市長が認めるものとする。

- (1) 五島市に住所を有する障害者等（五島市以外の市町村から法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けている者を除く。）
- (2) 五島市の区域外に住所を有する者であって、五島市から受給者証の交付を受けている障害者等

2 この事業の対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出で、原則として1回の用務が1日以内で終わる外出とする。ただし、次に掲げる外出は、この事業の対象としない。

- (1) 通勤のための外出
- (2) 通院のための外出
- (3) 営業活動等の経済活動に係る外出
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護により外出介助が行われる外出
- (5) 通年かつ長期にわたる外出（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校の通学のための外出を除く。）
- (6) その他社会通念上適当でないと市長が認める外出

(利用の申請)

**第8条** 規則第3条の規定による申請は、移動支援事業利用申請書（様式第6号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 次のいずれかの障害者等であることを確認できる書類の写し
  - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳
  - イ 療育手帳交付要綱（昭和52年長崎県告示第682号）第4条に規定する療育手帳
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健法」という。）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「精神保健規則」という。）第23条第1号に規定する診断書（精神保健法第5条に規定する精神

障害者であることが確認できる内容であるものに限る。)

オ 精神保健規則第23条第2号に掲げる精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類

カ 法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）

キ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者であることを証する医師の診断書

ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条で定める疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者であつて18歳以上であるものであることを証する診断書等

(3) この事業を利用しようとする日の属する年度（4月1日から6月30日までの間に申請書を提出する場合にあつては、前年度）の世帯全員の市町村民税の課税状況を証する書類

(4) この事業を利用しようとする日の属する年度（4月1日から6月30日までの間に申請書を提出する場合にあつては、前年度）の世帯全員の市町村民税が非課税の場合にあつては、対象者（障害児にあつては、その保護者）の前年中の収入の額を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定による申請書に添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるとき、又は当該書類が同一年度内において既に提出されており、かつ、その内容に変更がないことを確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(利用の決定の通知)

**第9条** 規則第4条の規定による通知は、移動支援事業利用決定通知書（様式第7号。以下「決定通知書」という。）又は移動支援事業利用却下通知書（様式第8号）により行うものとする。

(利用の変更)

**第10条** 前条の規定により利用の決定を受けた障害者等（以下「利用者」という。）は、決定を受けた事項を変更しようとするときは、移動支援事業利用変更申請書（様式第9号）に決定通知書を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、変更の可否を決定した上で、利用者に新たな決定通知書を交付するものとする。

(利用の取消し)

**第11条** 規則第5条の規定による利用の決定の取消しは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 第7条第1項に規定する対象者の要件に該当しなくなった場合
- (2) 第7条第2項各号に掲げる外出のためにこの事業を利用した場合
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けた場合

2 市長は、規則第5条及び前項の規定によりこの事業の利用を取り消したときは、利用者及び利用者が次条第1項の規定により移動支援サービスの利用に関する契約を締結した登録事業者に対し、移動支援事業利用取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（移動支援サービスの利用に関する契約等）

**第12条** 利用者は、この事業を利用しようとするときは、登録事業者と移動支援サービスの利用に関する契約を締結しなければならない。

2 登録事業者は、前項の規定により契約を締結したときは、別に定める様式により次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。契約の内容を変更し、又は契約を解除し、若しくは終了したときも、同様とする。

- (1) 移動支援サービスを提供する障害者等の氏名
- (2) 移動支援サービスの内容及び量
- (3) 契約の期間又は契約を解除し、若しくは終了した期日
- (4) 代理受領の有無

（助成金の額）

**第13条** 助成金の額は、利用者が同一の月に受けた移動支援サービスにおける別表に規定する利用者負担基準額の合計額（以下「助成基準額」という。）に100分の90を乗じて得た額（その乗じて得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 助成基準額から前項の規定により算定した助成金の額を控除して得た額（以下「利用者負担月額」という。）が、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「利用者負担上限月額」という。）を超えるときは、当該同一の月における助成金の額は、前項の規定にかかわらず、利用者負担月額から利用者負担上限月額を控除した額を同項の規定により算定した額に加算した額とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる者以外の者 37,200円
- (2) 市町村民税世帯非課税者（利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者（当該利用者が18歳以上であるときは、配偶者に限る。）が移動支援サービスのあった月の属する年度（移動

支援サービスのあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該利用者をいう。次号において同じ。)又は利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が移動支援サービスのあった月において要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて前号に定める額を利用者負担上限月額としたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要とする状態となる者であつて、この号に定める額を利用者負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該利用者(次号及び第4号に掲げる者を除く。) 12,300円

(3) 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、移動支援サービスのあった月の属する年の前年(移動支援サービスのあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)、当該移動支援サービスのあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)及び当該移動支援サービスのあった月の属する年の前年に支給された国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害基礎年金その他の次に掲げる給付を合計した金額の合計額が80万円以下である者又は利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が移動支援サービスのあった月において要保護者である者であつて前号に定める額を利用者負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、この号に定める額を利用者負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該利用者(次号に掲げる者を除く。) 7,500円

ア 国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下この号において「法律第34号」という。)第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

ウ 船員保険法(昭和14年法律第73号)に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

- エ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧国共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの
- オ 平成24年一元化法附則第32条第1項の規定による障害一時金
- カ 平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- キ 平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの
- ク 平成24年一元化法附則第56条第1項の規定による障害一時金
- ケ 平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- コ 平成24年一元化法附則第78条第3項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成24年一元化法附則第79条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの
- サ 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第6項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第25条第4項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの
- シ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく特別障害給付金
- ス 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく障害補償給付及び障害給付
- セ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償
- ソ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

タ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当

- (4) 利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が、移動支援サービスのあった月において、被保護者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は要保護者である者であって前号に定める額を利用者負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、この号に定める額を利用者負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該利用者 0円

(助成金の請求)

**第14条** 利用者は、移動支援サービスを提供した登録事業者（以下「サービス提供事業者」という。）に対して当該移動支援サービスの利用に要した費用の全額を支払ったときは、移動支援事業助成金交付請求書（様式第11号）に移動支援サービス利用料領収書（様式第12号）を添付して、市長に対し、助成金を請求するものとする。

- 2 サービス提供事業者は、規則第6条の規定により利用者に代わって助成金の支払いを受けようとするときは、移動支援事業助成金交付請求書に次に掲げる書類を添付して、市長に対し、助成金を請求するものとする。

(1) 移動支援事業助成金明細書（様式第13号）

(2) 移動支援サービス提供実績記録票（様式第14号）

- 3 第6条の規定により登録を取り消されたサービス提供事業者から移動支援サービスの提供を受けた利用者は、市長に対し、当該サービス提供事業者が登録を取り消された日の前日までの移動支援サービスの利用に係る助成金の請求をすることができる。

- 4 前3項の規定による請求は、移動支援サービスを利用し、又は提供した月の翌月の10日までに行わなければならない。

(助成金の支払)

**第15条** 市長は、前条の規定による請求があったときは、内容を審査の上、利用者又はサービス提供事業者に対し、助成金を支払うものとする。

- 2 前項の規定による助成金の支払は、当該助成金の請求があった月の翌月の末日までに行うものとする。

(他の障害福祉サービスとの適用関係)

**第16条** 利用者が、移動支援サービス以外に法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの提供を



受け、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けているときは、この事業による助成は行わない。

#### 附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第7条第1項の規定（在宅の障害者等から法第5条第10項に規定する共同生活介護又は法第5条第16項に規定する共同生活援助の利用者を除く部分に限る。）及び第7条第2項第2号の規定は、同年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年9月1日告示第124号）

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

#### 附 則（平成22年4月30日告示第59号）

この告示は、平成22年4月30日から施行し、（中略）第2条の規定による改正後の五島市移動支援事業実施要綱第12条第2項の規定（中略）は、平成22年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成23年3月1日告示第22号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成23年3月29日告示第40号）

この告示は、平成23年3月29日から施行し、第1条の規定による改正後の五島市訪問入浴サービス助成事業実施要綱第11条第2項の規定、第2条の規定による改正後の五島市移動支援事業実施要綱第12条第2項の規定、第3条の規定による五島市日中一時支援助成事業実施要綱第11条第2項の規定及び第4条の規定による五島市日常生活用具給付事業実施要綱第8条第2項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成23年9月29日告示第135号）

（施行期日）

1 この告示は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、平成23年10月1日以後に利用する移動支援サービスに係る助成金について適用し、同日前に利用した移動支援サービスに係る助成金については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成24年3月30日告示第38号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成24年6月1日告示第104号）

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

**附 則**（平成25年 3 月29日告示第33号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年 6 月 3 日告示第67号）

この告示は、平成26年 6 月 3 日から施行する。

**附 則**（平成27年11月19日告示第131号）

この告示は、平成27年11月19日から施行する。

**附 則**（平成28年 3 月31日告示第36号）

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

**別表**（第13条関係）

1 身体介護を伴う場合

1 回当たりの利用時間	利用者負担基準額
30分未満	2,300円
30分以上 1 時間未満	4,000円
1 時間以上 1 時間30分未満	5,800円
1 時間30分以上 2 時間未満	6,550円
2 時間以上 2 時間30分未満	7,300円
2 時間30分以上 3 時間未満	8,050円
3 時間以上	8,750円に利用時間が 3 時間から30分を増すごとに700円を加算した額

2 身体介護を伴わない場合

利用時間	利用者負担基準額
30分未満	800円
30分以上 1 時間未満	1,500円
1 時間以上 1 時間30分未満	2,250円
1 時間30分以上	2,950円に利用時間が 1 時間30分から30分を増すごとに700円を加算した額

備考

- 1 身体介護とは、外出先での排せつ、食事等の介護をいう。
- 2 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に移動支援サービスの提供を行った場合には、利用者負担基準額に100分の25を乗じて得た額を当該利用者負担基準額に加算するものとする。
- 3 深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に移動支援サービスの提供を行った場合には、利用者負担基準額に100分の50を乗じて得た額を当該利用者負担基準額に加算するものとする。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第9条関係）

様式第9号（第10条関係）

様式第10号（第11条関係）

様式第11号（第14条関係）

様式第12号（第14条関係）

様式第13号（第14条関係）

様式第14号（第14条関係）